

意見募集により提出された意見（意見8件、意見者2人）

No	項目	頁	意見	対応に向けた考え方	区分
1	宇部市が認定する地域クラブの要件	P.2	スポーツ少年団を母体とした地域移行が一番スムーズな移行方法だと思います。趣旨、規約、参加料など現在進行形で運営している形をそのまま引き継ぐ形や新たに設定するにしても土台があると無いときよりも設立に要する時間や手続きの短縮が見込めるため。	地域クラブとなりうる団体については、スポーツ少年団をはじめ、総合型スポーツクラブや競技団体、文化団体、民間クラブ、企業チーム、プロチーム等様々なものを想定しています。そのうち、新たな団体を立ち上げ、宇部市の地域クラブの認定を受けようと考えている団体に対しては、規約や運営方針等の作成にあたり、参考例等を示しながらサポートしていく予定です。	意見の趣旨がすでに計画にあるもの
2	宇部市からの支援 指導者	P.10 P.3	スポーツ少年団という枠組みが無い文化系部活動については吹奏楽など個人で楽器などを揃えたりすることは費用的に難しいです。また、指導者ライセンスが明確でない種目については、市や県でその力量に応じたライセンス発行や講習会などは実施すべきと考えます。現状の道具や器具等の継続使用については学校という枠組みは必要であり地域の中の学校をすすめる地域コミュニティとしての学校の関わり方を見直すタイミングであると思います。	クラブ設立時において、活動するための用具等の準備については費用の補助を予定しています。また、学校が保有している備品等の借用については、現在検討中で、いただいたご意見を参考にさせていただけたらと思います。 また、本市では、指導者の資質向上を図るため、定期的に研修会を行う予定としています。	今後の参考意見とするもの
3	適切な休養日等の設定	P.5	活動時間の制約も当然あってしかるべきですが、現在のスポーツ少年団で第3日曜日を家庭の日と決めて活動しない日と定めているにも関わらず、各競技団体ではばらつきがあり必ずしも守られているとは言えず、地域移行になればなおさらそういった監視体制は緩くなると考えます。 児童、生徒に選択権を与え、上位大会を目指したい人が練習する日、競技を楽しみたい人が練習する日などの棲み分けを行うなどの指導者、保護者の関わり方についても違いを見いだせる形が競技活動の継続につながっていくのではないかと思います。	宇部市が認定する地域クラブの休養日等の設定については、5ページに記載している内容となりますが、宇部市の認定を受けない団体についてはこの限りではありません。生徒は、各団体の運営方針、活動日数、活動時間等を確認した上、自分に合った団体を選択していくことになります。	意見の趣旨がすでに計画にあるもの
4	地域クラブの統合、合併の手引き		これから先さらに少子化が進む中で生徒の奪い合いになるのではなく継続困難な状況に陥った地域クラブの統合、合併の手引きもある程度明確にして、今後設立した地域クラブの存続が難しくなった時にも慌てず対処できるように考えていただければと思います。	いただいたご意見を参考にさせていただき、本市の状況を見ながら、今後も手引きの見直しを図ってまいりたいと思います。	今後の参考意見とするもの

5	宇部市が認定する地域クラブの要件	P.2	<p>「活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること」と記載されており、「定期的に」とあるが、どのくらいの頻度となるのか。ある程度の基準が示されるべきではないか。また、具体的な情報交換等の仕方について、整理・提示が必要なのでは。</p>	<p>活動状況に関する状況共有の頻度については、月に1回程度を想定しています。ただし、活動日数が月に1回程度しか活動のない団体や、週に5回程度活動する団体など様々で、同じ基準で情報共有する頻度を設定することは適切でないと考え、具体的には示しておりません。</p> <p>また、情報交換等の仕方については、学校の施設を利用している団体であれば直接行ったり、学校外の施設を利用している団体であれば電話やメール等で行ったりするなど様々な形が想定されますので、どのような方法で情報交換を行うかを、学校と各地域クラブが事前に協議した上で決定することが望ましいと考えています。</p>	その他
6	宇部市からの支援について	P.10	<p>「宇部市地域クラブに認定された団体については、以下の①～④までの支援を一定期間、宇部市が行うこととする。」と記載されているが、「一定期間」について、具体的に示す必要があるのではないかと。また、②、③については、期間を区切らず、継続的に支援を行う必要があるのではないかと。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 認定を受けた団体が活動するために必要となる費用の補助（指導者謝金、クラブ設立時に必要となる用品 等） ② 公共のスポーツ・文化芸術施設の低廉な利用料での利用を認めるほか、地域の中学校をはじめとする学校施設利用の優先的な許可 ③ 指導員が不足した場合の人材バンク登録指導員の派遣 ④ その他、団体の運営（各種手続き）に関する補助 	<p>各地域クラブへの費用の補助については、現在、国の補助金等を活用しながら支援していく予定ですが、国からの補助金がいつまで続くのかは不透明であり、はっきりとした期間を示すことができない状況です。</p> <p>また、学校の施設利用につきましては、今後地域クラブが徐々に増えていく中で、すでに地域クラブとして施設利用をしている団体や、これまで継続して利用してきた団体と調整する必要があるため、今後永続的に優先して利用できるかは、本市の移行状況や施設の利用状況を見ながら検討してまいります。</p> <p>人材バンクの登録指導員の派遣については、現在県が人材バンク登録のシステムを構築しているところであり、本市もそのシステムを利用する予定です。そのシステムがどのような形で運用されるのかも含め不透明な部分も多く、今後、市に代わる別の団体が指導員派遣について支援を行っていくことも想定されますので、一定期間とさせていただきます。</p>	その他
7	保護者会の設置について		<p>地域クラブの運営において、保護者の協力が不可欠であり、保護者会が組織される必要性を感じている。地域クラブにおける保護者会の設置についても、何らかの指示が必要ではないかと。</p>	<p>保護者会の設置については、必要だと考える地域クラブが設置の判断をすることになります。</p>	その他
8	地域クラブの廃止について		<p>地域クラブの廃止の際の対応について、整理しておくことが必要ではないかと。指導者等の事情により、急に廃止されることも想定され、その際に生徒や保護者に可能な限り不利益が生じないようにすべきである。</p>	<p>いただいたご意見を参考にさせていただき、本市の状況を見ながら、今後も手引きの見直しを図ってまいりたいと思います。</p>	今後の参考意見とするもの